
平成20年第2回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成20年6月12日(木)

1. 議事日程第3号

平成20年6月12日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10番	宿 利 俊 行
11番	秦 時 雄	12番	高 田 修 治
13番	藤 本 勝 美	14番	日 隈 久美男
15番	後 藤 勲	16番	片 山 博 雅

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 芝 原 哲 夫

議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	副 町 長	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	坪 井 万 里
企画財政課長	中 川 英 則	税 務 課 長	梶 原 政 純
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	河 島 広太郎
建 設 課 長 兼 公園整備室長	合 原 正 則	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 長三郎
商工観光課長	松 山 照 夫	水 道 課 長	佐 藤 健 一
会計管理者兼 会 計 課 長	大 蔵 喜久男	人権同和啓発 センター所長	吉 野 多紀江
学校教育課長	宿 利 博 実	社会教育課長 兼中央公民館長	小 川 敬 文
社会教育課参事	森 高 三	わらべの館館長	帆 足 一 大
行 政 係 長	村 木 賢 二		

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（片山博雅君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表のとおり一般質問表の順序によりこれを許します。

今定例会の質問者は5名です。

よって、本日12日一日で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 皆さんおはようございます。議席番号10番宿利俊行です。

平成20年第2回玖珠町議会定例会において、一般質問の機会をいただきまして光栄に思っています。

さて、6月は別名水無月とも申します。この頃から初夏に入り、田植えの最中でありましたのは昔の話で、今日では、既に田植えも終盤にさしかかっています。昔の話で恐縮でございますが、私も子どもの頃、つまり小学生の頃の歌で「夏はきぬ」という唱歌がありました。その2番に「五月雨のそそぐ山田に早乙女が裳裾ぬらして玉苗うる夏はきぬ」という歌の文句があります。今は田植えも機械化され、このような情景はなくなりましたが、食料、燃料の高騰などで農業が見直されているのはご案内のとおりでございます。

さて、前置きはこのくらいにしまして、通告に従いまして質問に入らせていただきます。議長のお許しをいただき、一問一答方式で進めていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1点目、町財政の運営について、イ、中長期、いわゆる中長期的な財政状況について、平成17年3月に行財政改革緊急5ヵ年計画を立てられ、既に4年が終わろうとしているが、財政状況はどのように好転したか、また、悪化しているか。一般町民には分かりにくい文言が多く、説明が容易ではない。簡単明瞭にご答弁を願います。

なお、答弁の内容によっては、再質問をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 中期、長期的な財政状況についてのご質問にお答えをいたします。

中期財政推計は、3年から5年を対象に策定されるもので、本年は現在2つの推計を有しております。1つは、現在実施しております行財政改革の柱として、平成18年3月に策定いたしました「玖珠町集中改革プラン行財政改革5ヵ年計画」であり、平成21年度までの5ヵ年を対象としております。2つ目は、昨年12月に総務省に承認されました、町債の公的資金補償金免除の繰上償還に係る財政健全化計画でございます。この内容は、平成23年度までの5ヵ年を対象にしており、本年3月議会におきまして、議員の皆様それぞれお配りしたものでございます。

なお、本町におきましては、10年間を対象とする長期財政推計につきましては、社会、経済情勢の変動による財政事情の変化を推測し、長期間の予測をすることが困難なことから、計画自体の信頼性が損なわれる可能性が高いため、策定いたしておりません。

予算につきましては、平成20年度予算につきましては、広報等でお知らせをしておりますし、最初に申し上げました集中改革プランや財政健全化計画につきましても、本町のホームページでも公開しておりますので、ご参考にしていただければと考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 今、言うようにですね、長期的には非常にそういった社会、経済情勢の変化があるので難しいと。したがって、そうしますと、この中期的な計画の中でですね、現在の町の財政状況は、この平成17年度に行財政改革緊急プランを立てられてから、今日この既に4年が経過しようといったしておりますですね、ですから今日的な状況と、それからこれから先ですが、これまでの状況

はどういうふうに、好転しておるのか、それとも悪化といいますかね、その辺はどんなふうにみられておるのかです。

○議長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 経済状況については非常に厳しいとは思いますが、この玖珠町集中改革プランの目標に対して、今現在実績を申し上げたいというふうに思っております。

平成17年度の目標であります、1億6,175万円に対しまして1億8,692万円の実績であります。18年度に1億6,845万円の目標に対しまして2億8,476万7,000円で、19年度につきましては、まだ確定はしていませんが、目標額2億1,440万円に対しまして2億6,958万6,000円と、確実に目標を達成しているところであります。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 私が今日こうして財政状況をお尋ねするのはですね、やはりまあ町民の方は非常に分かりにくいといいますかね、分かりづらいので、いわゆる冒頭申しましたように、簡単に説明してほしいと。なかなか数字というのは難しゅうございましてですね、ただ、町民サイドから考えますと、やはり今いろんなこう大型事業等が組み込まれておるんで、そこ辺のところはですね、財政的には大丈夫なのかというような町民の声があるわけなんです。ですから、それを私はあえて代弁しておるわけございましてですね、今財政課長がおっしゃるように、まあ順調といいますかね、財政は推移しておるというふうに受け取っていいわけですね。はい。

それでは、1点目の口ですね、歳入の確保対策として町有未利用財産の活用と処分はどのようなになっているか。計画では7箇所ほど上がっているが、これまで処分をした箇所は何箇所あるのか、また、歳入確保のためですね、プライマリーバランスといいますか、そういったのも活用をされるというふうなことも言っておりましたが、その辺のところはどういうふうにこれまでなっておるかをお聞きいたします。

○議長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 歳入の確保対策として町有の未利用財産の活用と処分のご質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、19年の9月議会で同様の趣旨のご質問をいただいているようであります。町有の未利用財産の活用と処分につきましては、「玖珠町集中改革プラン行財政改革5ヵ年計画」の歳入の確保対策に掲げており、町有の未利用財産については、計画的に利活用を図るとともに、将来にわたって利用計画がなく、処分可能な土地については、計画的に売却することを考えているところであります。

平成19年度につきましては、太田本村にありました町有地の614平米の処分を実施、本年度につきましては、今月の「広報くす」本町のホームページでもお知らせしているとおり、帆足字上の市の旧大分県玖珠保健所跡地を一般競争入札により売却することとしております。現在、町有財産売却要領及び町有財産一般競争入札参加申込用紙を配布してるところであります。申込期間は6月20日から6

月27日までで、入札日は7月3日としております。

その他の土地につきましても、売却を基本として、有料での貸付などの検討を引き続き行っていく考えであります。

また、これまで検討してきた利活用及び処分可能な土地だけではなく、その他の町有地につきましても改めて洗い出しを行い、利活用を進めていき、さらに土地に限らず未利用物件の処分などについても検討を行っていく考えであります。

以上であります。

○議 長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） こういった未利用財産の活用についてはですね、県あたりでは、どう申しますか、ネット販売とでも申しますかね、インターネットでそういうようなこともやっておるやに聞いておりますのでですね、こういったのも利用して、今後さらにそういう機会を広げていただくなればいいんじゃないかなというふうにも思っております。

先ほどの説明の中でですね、これは太田の614平米というのは、今、くるみ保育園の隣接の土地かなと思うんですが、もう一度確認したいと思います。

○議 長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 質問のとおりであります。

○議 長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これにつきましてはですね、現在、山辺日田線の改良でこの地がいわゆる改良区に入りまして、恐らくその代替かでやったのか、それとも、その辺のところ分かりませんけどですね、ただ、ここは道路の改良が入って、その後に売買をしたのか、それとも改良計画が入る前になさったのか、その辺のところを。

○議 長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） 入ってからであります。

○議 長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これは当然ですね、隣接地ですからそういったことにあったかなと思っております。したがってですね、ただ、私は、町有の名義のときに道路計画にかかっておるから、当然そこには買収用地というのがあったと思うんですね。ですからその辺のところはですね、売買契約するときにはどういうふうな形でなされたのかですね。既に計画の中でその買収をした土地については、既に県から町に金が入ってしたのか、それとももうひっくるめてですね、くるみ保育園の方に売買したのか、その辺はどういうふうになってますか。

○議 長（片山博雅君） 中川企画財政課長。

○企画財政課長（中川英則君） それは別であります。ひっくるめたということはありません。

○議 長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） それは、補償金については町の方に入っておるということなんですわね。そ

うですね。

○企画財政課長（中川英則君） はい。

○10番（宿利俊行君） 分かりました。はい、ありがとうございました。

次に、2点目、工業団地について。イとして、工業団地の用地取得に伴う権利調整の進行状況について、それからこれはもう一緒にいきます。ロの、同上ですね、開発地域内の埋蔵文化財の調査はいつ終了するか、以上イ、ロについて一緒にご答弁をお願いし、答弁の内容によっては再質問をいたしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 松山商工観光課長。

○商工観光課長（松山照夫君） お答えいたします。

用地買収を行っております県の土地開発公社の報告によりますと、平成13年度に用地の買収契約が終了して、現在、その所有権は県の開発公社に移っておるわけですが、現在、残されております共有地2箇所、計4筆の登記事務が現在残されているという状況であります。

この共有地のうちの、分譲地内のもは元々57名の共有地でありまして、手続き上同意を得なければならない登記名義人本人及びその相続人合わせて267名に及んでおりますが、現時点ではあと1名の相続人から同意を取る必要があるということになっております。

また、道路用地に位置する共有地は、元々37名の共有であったものでありますが、これは手続き上同意を得なければならない関係者は304人でありまして、あと107名の相続人の同意が必要というふうになっております。

このような関係者が多数に及んでおりますし、あるいは、県外や海外にも在住している方などもおりますので、登記に時間を要しておるのが現状であります。こういう状況でありますので、県の公社といたしましては、分譲地内の共有地については、今年中に登記を完了したいとしておりますし、また、同用地内の共有地についても、早期に登記を終えて、進入路工事に支障がないようにしたいとしております。今後とも、町としても公社と協力して取り組んでいきたいと考えております。

それから、埋蔵文化財の調査の件であります。工業団地は埋蔵文化財の指定地域になっております。そのため、平成13年度に全体の30ヘクタールを事前調査をしております。そして、緑地帯や公園予定地などを除いた10.4ヘクを調査必要面積として試掘調査を行っております。

そして、具体的に平成14年度から発掘調査を行っておりますが、昨年度の19年度までには遺構密度の高い区域と、進入路予定地の計1.48ヘクタールを完了しております。これは10.4ヘクタールの調査必要面積からみますと14.2%ということでございます。残地については、重要な文化財が出土する可能性が少ないことが確認されておりますので、立地企業が決めれば、立地スケジュールに合わせて調査を一気に完了するというふうな段取りでおるようであります。

ちなみに、本年度の調査面積は800平方メートルを予定をしております。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） こういった諸々のまだ手続きがですね、非常に遅れておるといようなことなんです、これは相手のあることでもありますし、非常に難しいことかなと思っておりますが、今言った権利調整等については、ほぼ目処が立っておるとですね、ですから今年中かあるいは遅くとも来年までには全て権利調整が完了するというふうに認識しとっていいですかね。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 担当課長の答弁を補足させていただきますというよりも、基本的なところが抜けておりますので、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、冒頭、課長が申し上げましたように、既に売買契約は終わって、所有権は大分県土地開発公社のものになってるわけでありまして、

したがって、その相続登記というのは、もうこれはあくまでも第三者対抗要件でありますので、公社の考えとしては、現時点でも、建設同意が取られればすぐに着工できるというふうに判断いたしております。おっしゃるように、相続登記だとか権利登記の100人の方に、最終的に同意を取らなければ一切造成できないかということということではありません。

それから、文化財発掘調査もこれは残すところを、企業立地が決まって造成がやるということになれば、その部分を早期に発掘してしまえば、すれば、その点についても問題ないという考えを大分県土地開発公社はとってるわけでありまして、ただ今課長が申し上げたのは、最終登記に至るまでの手続きを言ってるわけでありまして、直接の着工造成とは関係ないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 町長はそういう見解のようにありますけどですね、実際、やはり担当としては、そういった諸々の権利調整はやはり完了するというのが、私はやっぱり工業団地のですね、大きな意義じゃなかろうかなと、このように思ってるわけですね。

ですから、今言ったようにですね、まあこれは上の工業団地内だけですから、まだ道路問題とかそういうのは、そういった問題は残っておりますが、やはりこういった問題が片付かないと、道路問題あたりは入っていけないんじゃないかなというような気がするわけなんですね。

ですから、今年は約800平米のですね、文化財の発掘調査をなさるといことなんです、現在、これは予算措置というか、それはどちらで、県の公社の方で予算措置をしてあるのかどうか、そこをお願いします。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 私の方からお答え申し上げます。

申し上げるのは、これ造成主体、土地所有者は大分県の土地開発公社であります。権利調整をするのも、それから工事をするのも、土地を買うのも大分県土地開発公社でありまして、ただ今申し上げました着工の時期とか、権利調整が済まなければ造成が出来ないなどと言ってるわけではなくて、公社が、現時点でも建設同意が取れば着工できるというふうに言ってるわけでありまして。

さらに、その予算ということになりますと、公社が土地を造成して売却するのが基本でありますか

ら、造成関係予算等は全て大分県土地開発公社が提示をするということになります。勿論その部分について、町が負担すべき部分について、後ほど工事負担金として、この前、先の議会でも申し上げたように、町の方で予算計上してお支払いするというにはなりますけれども、その辺をちゃんと踏まえていただきたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 確かにですね、町長がおっしゃるように、土地はもう県の開発公社の所有地だと、したがって、どのようなふうにもなるんだ言っておりますが、やはり県の土地開発公社にいたしましても、所詮、玖珠町がやはりそういった誘導といいますかね、そういうのはやはり町の方からしかけていかなければですね、町ではなかなか進まないんじゃないかなろうかなというような気がするわけなんですね。ですから、その辺が町民の方々は、まあ工業団地は町がしよるんじゃないかというふうに、やはり皆さんそういう理解をしてるわけなんですね。ですからまあその辺が分からないから今日はお尋ねしてですね、どのようなふうになっておるかということなんで、まあ大体分かりました。

したがって、今後は是非町もですね、一緒になってといいますかね、やはり推進を図って、やっぱりいく必要があるんじゃないかなろうかなと。ただ、県の公社がやるんだからという町の考え方では進みにくい面もあるんじゃないかなろうかなというような気がいたしておりますので、ひとつ是非ですね、町長を先頭に、こういった諸々の問題を早く、早急にやはり解決をして、企業をですね、誘致していただきたいと。現在、非常に経済も若干下降ぎだと申しますか、そういったような状況に入ってきておるやに聞いておりますので、非常に今後ですね、これから造成に至るまでは、やはり少なくともまだ2、3年ぐらいはかかるのかなというような気もしますし、そのようなことも、客観情勢をみたときに、非常に厳しい問題が横たわってきてるような気がいたしますので、是非ひとつ町が率先してやっていただきたいというふうに思っています。以上でございます。

次、3点目でございます。

町税の収納について、イとして、町税、手数料、使用料、その他諸税の収納率の向上対策はどのように取り組む考えか具体的に示してほしい。また、収納目標はあるか、これは収納というのは現年度、それから過年度それぞれですね、少なくとも収納目標はお立てになっておるんじゃないかなろうかというようなことでお聞きするわけでございますが、いずれにしても、自主財源の確保はですね、本町の財政状況からみても不可欠な要素であるというふうに私は認識いたしております。特に、今回ですね、新任課長さんがまあ見られてですね、大いに私どもも期待をいたしてるところでございますので、是非ですね、この税収のアップを図ってほしいということでございますので、まずご答弁を求めます。

○議長（片山博雅君） 梶原税務課長。

○税務課長（梶原政純君） 議員ご質問の町税等の収納率対策と収納目標について、回答を申し上げます。議員さんにおかれましては、これまで度々同様の趣旨のご質問をされておりますが、回答申し上げます。

まず、収納率対策としては、差し押さえの強化を図りたいと考えています。督促状発送後、一定期

間経過後も納付ない場合は、催促書の発送や電話、呼び出し、訪問等を実施しながら、なるべく早い段階で国税徴収法141条の質問検査権によって、勤務先の給与の照会や銀行などの預金、生命保険、不動産等の財産の調査を進め、給与、預金等の債権や不動産など財産あるものの差し押さえの強化を図りたいと考えています。

また、昨年度から地方税法48条により、徴収を県に委託できる制度ができました。税目は町県民税に限られておりますが、高額滞納者で財産がありながら換価処分できない事案については、地方税法48条に基づき、県特別滞納整理室に収納委託の検討も進めてまいりたいと考えています。

さらには、本年2月より、現年度滞納者を中心に副町長と管理職も月1回、税務課職員と一緒に訪問徴収を実施してきました。滞納者に納税の啓発を含め、それなりの成果を上げていると判断しているところでございます。今後についても、管理職の協力を得まして、訪問徴収を継続してまいりたいと考えています。

次に、収納目標でございますが、滞納繰越額の徴収に努力する中、現年度収納率の向上に努力したいと考えています。そこで、現年度収納率、個人住民税98%以上、固定資産税97.5%以上、軽自動車税97.5%以上、国民健康保険税95.5%以上を目標としたいと考えております。目標達成に向け努力をしてまいりたいと思います。

以上、ご回答いたします。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） ありがとうございます。まあ是非頑張っていただきたいというふうに思っておりますし、幸い、梶原課長さんはですね、これまで管理、税務課の中でも管理という、いわば徴収の方を専門になさっておって、今回、課長というような要職に就かれて、私は非常に素晴らしい人事だなとそういうふうに思っております。やはり税務職員というのは一朝一夕にできるもんじゃないわけなんです。やはりそういういろんなですね、いろんなといいますか、税務経験といいますか、そういうやっぱり実務をやったりやってないとなかなかできない部署でもございます。まあこれはどこでも一緒ですけど、特に私は税務職員というのはそういう部署ではなかろうかなというふうに思っております。

したがってですね、先ほど言いましたように、今後徴収については厳しくやりたいというようなことでございますので、私は当然なことだと。これまで、どちらかという、まあ甘かったとは言いませんけどですね、やはりもう少し町民の方々にもやはり理解をやっぱりしていただかないといけないというふうに思っております。ただですね、一方的に厳しければいいのかということにはならないと思っています。ですからこれは、税の徴収というのは本当に特殊な業務でございましてですね、その辺のところは特に町長さんもですね、十分理解していただきたいなと思っておりますし、そして今後さらにですね、この徴収率を向上させて、そしてやはり自主財源を確保するというのは、これからの町ですね、やっぱり財政を向上させる一番大きなやっぱし道ではなかろうかなというふうに思っています。

したがって、今後、今課長さんがおっしゃったようなことで、是非収納率をアップしていただきたいというふうに思っております。ひとつ期待をいたしておりますので、よろしくお願いします。

次、４点目、町民の健康管理について。イとして、町民の医療、福祉、特に健康づくりの現状と課題を伺う。まずご答弁をお聞きして、答弁の内容によって、再質問をいたしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） ただ今の宿利議員のご質問のところで、徴収率の向上とそれから自主財源の確保というのはご指摘のとおりであります。そういうふうに努力をいたしたいと思っておりますけれども、今議会は本会議でございまして、その議場で、職員個人の人事の評価等に対するご発言は是非お慎みいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） ただ今の質問にお答え申し上げます。

現在、玖珠町では、平成12年度に策定されました「童話の里玖珠健康21計画」によりまして、全てのライフステージにおける健康づくりを展開しておるところでございます。

そのためには、基本姿勢が３つありまして、自分の健康は自分自身でまず守る努力をしようと、これが「自助」です。次に、自分や家族で守れないことは、地域でもお互いに支援し合うという「互助」という基本的な姿勢、さらに、町全体としてのシステムや環境整備などについては自治体が行うという「公助」という基本姿勢で、全ての事業を行うべく、ただ今努力をしております。

このために、健康教育、健康相談、各種健康診査、そして訪問等により個別にあるいは集団に対して支援、それから地区組織活動への育成支援を行っているところでございますが、近年、基本とするこの３つの力が個人個人で、あるいは地域によって格差が大きくなっているように思われます。このため、たとえ病気や障害があっても、その人なりに健やかであり続けられるよう、お互いが支えられる地域単位での体制づくりが必要であると思えます。

活動的な年代では、全町での事業も可能なのですが、高齢者等では自治会館単位、あるいは自治区単位での活動が展開できるよう、効果的な施策を行いたいと思っております。

今年度は、母子保健では子育て支援としての食育、成人保健では法改正もありましたことから、保険者として生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防について、高齢者保健では閉じこもり予防を重点課題としております。いずれも健康づくり推進協議会等に参画する関係機関及び組織団体と共同で推進してまいりたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 私がお聞きしているのはですね、これまで、町の健康づくりは、福祉課それから保健課が中心になっておりました。で、それなりの予算等は付けられてきたんじゃないかなと。今日ですね、そこ辺の予算等の状況はどういうふうになっておるかなとですね、昔から、昔といいますか、ここ５年10年前から見ると、非常に健康づくり予算あたりが削減されておるんじゃないかと、

そんな気もいたしておるわけですけどですね、その辺はどういうふうにお考えになっておるのか。

○議 長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

当初、健康づくりが始まりました折には国保の医療を削減しようということから、「3パーセント運動」ということで、収納率を上げること、それからレセプト点検をするということ、それから健康づくりを積極的に行うという点で、1%ずつ、そのそれぞれに応じたというか、給付額に応じたり、それから収納率に対するパーセント等で1%ずつを計上してまいりました。

その結果、検診の充実とかそういうのを図ってきたわけでございまして、今回ご質問のことは、全ての検診に対する予算と、それから健康の増進に対する、個別的なその組織とか団体とかが動けるような予算的なことをご質問かと思いますが、総体的に見ますと、当時の10何%の受診率の頃と比べますと、受診率が上がったということと、それから組織運営がかなり拡大されたという点では増額されているんですね、総額的には。しかしながら、個別の組織支援に関しては、現況の行財政の折ですので、なかなか増というわけにはまいりませんので、現在は、自治会館単位で行われるような、組織を集合体として考えて、今までばらばらに支援していた組織支援を、1つの目標に向かって有効的に使えるような形ということで、形を変えさせていただいてるわけです。それで、窮屈な思いもしている一面もありますが、逆に言いますと、総括的に皆で考えられるという、先ほど言いました3つの基本方針にのっとった考えには移行できるかと思っております。

○議 長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 確かに制度も変わりましてきたのでですね、いろんなことが起こってきております。私もね、どうもですね、自治会館単位で健康づくりをしておるが、若干後退してきておるんじゃないかなというような心配があるんですよ。今おっしゃったように、金の問題、それから人の問題ですね、そういったことで健康づくりが少しく後退をしているのじゃないかなというような気がいたしておりますけれども、幸いですね、保健課長さんは、私に言わせるならば、まさに福祉、医療、保健のスペシャリストだとそういうふうに思っております。

したがってですね、今後、是非町民の健康づくりにひとつ頑張りたいということと、なかなかですね、これは、健康づくりというのは、先ほど課長がおっしゃったようにですね、まあその行政がやってできるもんじゃなくて、やはり町民自らがそういうふうな健康づくりを心がけなければならないわけですけど、そうはいってもですね、やはりある程度はやはり行政は誘導していくということも、私は非常に大切ではなかろうかなというふうに思っていますので、どうぞひとつ今後ですね、是非これはもう何はさて置いても、やはり町民の健康づくりというのは、これは私はやはり最重要課題として取り上げていただきたいというふうに思っていますので、よろしく。以上でございます。

続きまして、5点目、国民健康保険事業の運営について。イとして、後期高齢者医療制度が施行され、国民健康保険事業の運営はどのように変化するかということでお伺いをいたすわけでございますが、後期高齢者医療問題については、もう今お上の方でいろいろ議論されておりますので、あえてこ

こでですね、私がとやかく言う気持ちはありません。

ただですね、この後期医療制度が施行されて、本町のまず世帯数、何世帯か、そしてどういいですかね、人数ですかね、後期高齢者に入られた人数、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） ただ今の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

議員からご指摘がございましたように、本年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されました。国会においても、同制度について様々な論議がなされているところであります。今後の動向を注視しているところでありますが、現在の法制度下におきます本町の国民健康保険制度について、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど質問がありました、まず75歳以上の方と65歳以上の方で一定の障害を持たれている方、これ選択可能でございますが、後期高齢者医療制度の方に移行をされました。このため、本年3月末の国保の被保険者数は、8,248人から4月末現在では5,938名となり、2,300名余りの減ということになっております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） まあ後期高齢者、いわゆる前期と後期というかですね、これに入った方が、国保からいわゆる抜けた方が2,300名と、そういうようなことなんですね。そうしますとですね、これは、高齢者医療はどういうふうに推移していくかはですね、ちょっと予測が立ちにくい面もありますけどですね、そこでですね、国保から2,300名の方が抜けますと、国保の運営そのものに、これはまだ、今移行中といいますか、そのね、どういいますか、ちょっと言葉はなにしますが、現在進行中ですからね、何ともいえないんですが、その辺は、この国保の運営の中で、勿論これは経営、国保の経営にはそのプラスになるのかマイナスになるのかね、その辺はどんなお考えですか、ちょっと。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 制度が、議員ご発言のように、老人医療制度から後期高齢者医療制度へと変わりました。後期高齢者医療制度に係る費用の負担でございますが、これは議員もご承知のことと思いますが、国等の公費が5割、それから現役世代でございます国保とか各医療保険が4割を持ちます。そして新たに後期高齢者自らが1割を負担するというような制度になっておりまして、20年度の本町の国保会計からの後期高齢者の支援金は2億4,000万円という形になっておりまして、以前の老人保健拠出金に比べるとかなり少なくなってきたところであります。

今後の運営につきましては、後期高齢者医療制度はスタートしましたが、現役世代のほか、前期高齢者の方は国民健康保険事業の内でございますので、なお厳しい面があることは議員ご承知かというふうに思います。今後、国の動向を見たとえ、運営の安定を図っていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） そうしますと、最終的には国保の運営はですね、やはりどう申しますかね、被保険者が減るということは、全体的にはやはり厳しい運営をやっぱり強いられてくると、そうすると、行く行くはですね、国保税のアップとかいうようなことになるのか、それともですね、75歳以上後期高齢者に出したから、医療費が減ってきてですね、国保の経営が安定をするのかなというような気もするんですけどですね、後期高齢者が、法律ができなくてもいわゆる老人医療、老人保健かですね、これを出していったからですね、その辺のところは今度は75歳以上の方に一部負担を出させるわけですからね、私は、国保の運営そのものは、そういった医療行為をする方々を外に出したから、比較的国保の運営はまあ好転するんじゃないかなというような気はするんですよね。その辺はどういうふうに考えられておるか。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 数値上、先ほど申しましたように、今度の後期高齢者制度で公費5割、各種保険等で4割、被保険者で1割を持つ制度になりましたので、以前の老人保健制度から比べますと、老人保健制度の場合は、公費5割、それから各種保険制度からも5割負担をしておったわけですから、数字上は1割好転していいような状態ではありますが、健康、身体づくりをどう進めるかで変わってくるものというふうに思いますので、その辺のところには頑張っていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行議員の質問を終わります。

次の質問者は、2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 議席番号2番工藤です。ただ今から、一問一答方式にて質問させていただきます。

まず質問に入る前に、昨日、今日と、テレビ、新聞等で報道されています後期高齢者医療制度の問題について、昨日は、参議院の本会議で、賛成多数で、後期高齢者医療制度の廃止ということで、その後、首相に対する問責決議案が出まして、今日は、後期高齢者医療制度の見直し案の要旨が、今日にも与党から出されると思います。そういった中で、気にかかるのは、この後期高齢者医療制度の一般質問に入る前に申し上げますが、後期高齢者医療制度の見直し案の要旨ということで、保険料の軽減の対策、それから年金からの保険料の徴収、診療報酬、そして資格証明書の運用、そして、最後に検討課題として残っているのは、保険料の軽減判定を世帯単位から個人単位で行うよう考えることについては、他制度との関係もあり、含めて引き続き検討ということで、次は保険料のことで保険料の年金天引きの対象要件として、年金収入が年18万円以上、引き上げられるなどは、引き続き検討と。

そして、今度、制度とは違う70歳から74歳は、来年3月まで1割凍結されている。医療費窓口負担や今年9月まで保険料の徴収が凍結され、10月から半年間9割減額されて、会社員の被保険者の保険料負担は来年4月以降の取り扱いに引き続いて検討ということで、非常に検討課題があるとみられております。これについては、かなりの係わりがあると思われる方が多いので、一応見守っていきたいというふうに思います。

それでは、質問に移りたいと思います。

まず、1番、後期高齢者医療制度について、現在では「長寿医療制度」と申しているようです。

①後期高齢者医療制度の創設に伴い玖珠町も条例を制定したばかりであるが、この制度は国民から批判的問題点が多く出ており、玖珠町ではこの制度について問題は発生していないのか伺います。

これは、例えば高齢者は保険料の新たな負担、保険料自動引き上げ、後期高齢者が増え、また医療費が増えれば保険料の値上げか、医療内容の劣悪化もあるのでは。また、公費負担の対象から除かれる現役並み所得者に区分された高齢者は、公費負担の対象にはならない。そして、医療費制度、診療報酬、75歳で区切る差別医療の導入、元気な人、衰弱している人など、年齢で区切ることには無理があり、科学的根拠に乏しい。

そのときに、神奈川県医師からこの医療制度についての訴訟を、医師が国に提訴しております。で、今度の診療報酬の成果主義の導入ということで、後期高齢者医療制度のリハビリ制度制限措置は違法だとして、4月11日、国を相手に行政訴訟を起こし、今年4月の診療報酬改定で盛り込まれたリハビリの算定基準の実施を差し止めるよう求めたものであり、患者の生存権を保障した憲法25条への違反や、厚生労働省が自ら定めた療養担当規則への違反を根拠に、国と争う姿勢をとっていることもあります。

また、高齢者医療は劣悪な内容に、実施した医療行為等の費用が正当に保証されずに大幅に引き上げられるなど、医療の劣悪化が懸念されるのでは。また、寿命が長いとペナルティがあるのでは。男性・女性の平均寿命の違い、平均寿命には地域差があり、平均寿命の長い広域連合の保険負担は増加する。最後に、終末期医療のあり方として、医療から介護保険への導入、高齢者医療費抑制のため、かかりつけ医に調整する役を持たせるなどあり、以上のような問題点は玖珠町では起きていないか伺います。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度でございますが、これは少子高齢化が急速に進み、老人医療費を中心とした国民医療費が年間30兆円を超えるほど増大する状況の中で、今後の超高齢化社会を展望し、国民皆保険制度を維持していくために、世代間の不公平感をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて、負担が明確で公平な制度として創設をされたものでございます。

大分県におきましては、平成19年2月に「大分県後期高齢者医療広域連合」を発足し、被保険者の資格管理、保険料の賦課決定、医療費の給付など、その運営にあたることといたしております。

町の対応といたしましては、保険証の交付など被保険者の資格に関する事務や給付の受付などを住民課が行っております。それから保険料の徴収に関する事務を税務課が担当をいたしております。

ご指摘のとおり、老人医療制度からの移行にあたりましては、基本的な準備期間と事業広報等の不十分なところもございまして、これまで本人が直接保険料を支払ってこなかった方々を中心に、漠然とした不信感や不安感が生じていたこともご承知のとおりでございます。

町といたしましても、4月1日の制度移行後、多くの問い合わせを住民課や税務課にいただきましたが、ほとんどの場合、ケースごとに制度の詳しい説明をすることによって、ご納得をいただいているところであります。

また、地域の方々のご要望に応じまして、新しい制度の説明会も実施してまいりました。その中で、これまで社会保険制度の下支えをしてこられた、被保険者の方々の様々な思いもお聞きすることができました。特に年金収入の少ない方につきましては、切実な心情は理解できるところであります。このような状況から、制度の実態調査、市町村長等に対する制度のアンケート調査にあたりましては、市町村の窓口における問題点を率直に国や広域連合に提出をしてきたところであります。

今後も引き続き老人会や各種団体等への説明会や窓口でのきめ細かな対応によりまして、制度に対する不安や不信感を払拭するとともに、ご理解を求めていると考えてるところでございます。

今後の動向につきましては、6月3日に政府与党から見直し案が打ち出され、国会においても制度見直し、先ほど議員がご発言のように、論じられております。まだ国の改正の方向が決まってない段階でございますので、国の動向を注視しながら、制度の向上を期待してるところでございます。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） この制度については、全国の地方自治体から制度の見直し、凍結、中止を求める国への意見書が500以上、全国の自治体数は1,700で30%を超えている。国民健康保険に加入していた、これ例ですが、6月3日に判明しましたが、国民健康保険に加入していた74歳の方が今年の4月から入院しており、5月19日までの入院費は2万4,600円が請求され、5月20日には75歳の誕生日を迎え、それ以降は後期高齢者となって、入院費が2万3,970円の請求で、合計4万8,570円の請求となり、先月に比べて2倍の請求となった。これに対して救済の措置はないかということで聞いたところ、厚生労働省の回答としては、措置はないとの答えであったということです。

また、6月8日（日曜日）、長野県の姥捨山といわれている山へ高齢者350人が登り、「姥捨山制度廃止だ」と叫んでいました。

こうしたことから、まず玖珠町では、この制度についての説明、情報伝達は十分にできたかということで、先ほど課長の方から説明がありましたが、対象が多だけに、非常に時間と難しさも、ケースバイケースのことも考えられ、難しい面もあるのでは考えられます。それで十分な説明はできたかということと、まだ不安な面を含み、この制度に対する問題はまだ残っていますが、一応対策としてこの制度に対する町の対応の考え方というのは、今後きちとしたものはあるのかどうかお願いしま

す。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） この制度ですが、本当に4月1日現在では、ほとんどの場合知られてなかったような状況であるというふうに私どもは感じております。先ほどお答えを申し上げましたように、本当に各種団体、特に高齢者団体等ですが、何かあるたびに、説明等は申し上げていきたいというふうに思いますし、まだ現状の段階では、制度そのものが、改正されるのかというような段階でございますので、なかなか難しい面もございますが、制度がきっちり決まれば、また説明等にも出かけていきたいというふうに考えてるところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 分かりました。

次に、②この制度は今後どうなるのか、また、保険料の問題や医療制度の問題等を後期高齢者の方へ、広域連合及び町行政はどのような対応をしているのかという問題につきましてお伺いします。

まず、厚生労働省の調査によれば、国民健康保険から移行する高齢者について、一般的に低所得者で負担が減り、高所得者は負担が増えると説明してきた。ところが、低所得世帯、年金収入177万円未満で39%、高所得世帯、年金収入292万円以上の22%を上回ったことも出てきて、これは厚生労働省の調定ミスということがひびいております。現在、国ではこの制度の廃止や見直し案が出ており、今後はどうなるのか分からない中で、保険料だけは2期分、明日ですね、2回目を天引きされようとしております。

この問題について、町の取り組みとして、各地区に説明に回ったと聞いており、また、このときには、玖珠地区だけで90名が集まっていますが、玖珠町の後期高齢者、私は、先ほどですね、後期高齢者75歳以上は2,300人とお聞きしましたが、3月の常任委員会のとき確か2,760人と私は聞いたんですけど、そこら辺がちょっと間違いか分かりませんが、それと西日本新聞が出してるインターネットから調べると、玖珠町の約3,100人ということもあって、なかなか数字が読めない状態になっております。

そして、さらに付け加えると、この広域連合からみて、後期高齢者医療の保険料は年7万9,500円、全国平均よりも5,100円高いというふうになっております。これは高額医療費の影響が出ているというようなことを出してしております。そしてまたこの後期高齢者以外に、同一世帯を含めれば3,000人をはるかに超えると思います。

現在、後期高齢者の声として、まず年金が支給されていないのに保険料の払込通知が来た。また、後期高齢者の対象だが、既に死亡しているが保険料が天引きされている。そして、保険証は届いていない、今後保険料はどうなるのか、一定の障害とはどのような状態か、これは65歳以上の人が町に申請し、広域連合から認定を受ける、これには1級から3級があるとみられておりますが、なかなか分からない面が当人にはあるのではと思います。

そして、保険料の滞納から保険証の取り上げで、資格証明書発行となり、病院窓口で10割負担になるのか、また、低年金のうえに入院で働けず、保険料が払えない、これらのことを考えて、問題を含めて、各世帯別にいろんなケースが考えられ、中には体調不十分な方もいることから、制度全般にわたって、懇切丁寧に行き届いた説明と手続き等の指導は済ませ、問題解決がどれくらいできたのか伺います。これは先ほどちょっと触れたけれども、かなりの時間をかけた取り組みであるから、それなりのものはあるかと思しますので、一応こういったことをお聞きします。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 先ほど人数といいますか、後期高齢者医療制度へ移行した方々の町内の対象者数でございますが、先ほど約2,300人と言いましたのは、先ほど宿利議員の質問にお答えしたんですが、これは国保の関係の方が、2,300人余りの方が後期高齢者へ移行されたということでございまして、町内全体では2,918人の後期高齢者医療制度の加入者、被保険者でございます。

それから、先ほど保険料にかかる件を言われましたので、若干お答えをいたしますと、窓口負担で今回は、以前は全て1割負担で済んでおったわけですが、現役並み所得の方ですと3割の負担というふうになります。これは課税所得の額が145万円以上の方でございますが、現役並みということで、通常の方々が受診したときと同じ窓口負担という形になります。

それから、保険料からの天引き等につきまして、なかなかきめ細かな区割といいますか、がされておりますので、この件につきましては、是非ご本人さんに問い合わせをいただいたり、窓口においてになった際に聞いていただくのが一番よろしいかというふうに思います。

いずれにしても、制度の普及といいますか、啓発広報には私ども一生懸命努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 大分県の広域連合と町では、分担した仕事から、高齢者医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、その法律がこれなんです、これはもとより制度の変更や町村との協議事項についてうまく連携しているのか。広域連合で聞くと、月に1回のメールのやり取りがあるということですが、それで十分なのか、ちょっとそこ辺は疑問に思います。

この法律の中をちょっと見ていくと、地方公共団体の責務があります。第4条「地方公共団体はこの法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、取組み及び高齢者医療制度の運営を適正且つ円滑に行うよう、要所の施策を実施しなければならない。」さらに、その後に「都道府県の医療費の適正化計画の中で都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、予め関係市町村に協議しなければならない。」というふうにありますけれども、これだけの問題点が出てくれば、相当な協議事項とかあったのではないかというふうに思います。それをちょっとお聞きします。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） ただ今の質問ですが、広域連合との連携のことというふうに思いますが、この広域連合との連携につきましては、ほぼ、担当レベルでは毎日のように電子メールにおきまして情報の交換を行っております。うちの小林町長は広域連合の副理事長でございますので、情報が広域連合と取れないということはないというふうに思っておりますし、かなり情報の交換はいい状態でやられているというふうに思います。

特に、町民の方に広報しなければならないような件につきましては、その都度するというような形もっておりますので、現状のところでは、障害といいますか、それほど問題はないというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 現在、広域連合の職員は29名で、そして今度は議員の方は26名おります。4月1日から5月末までには4,641件の問い合わせが広域連合に入っております。そして1日平均が77件ということで、一番多い順に申しますと、保険料のこと、そして2番目は保険証のこと、3番目に制度のことが入っております。

そしてまた、この制度は変わった場合に、早期情報の伝達と行政指導面における計画的な対策が可能なのか伺います。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） ただ今の質問ですが、制度等が変わりましたら、迅速に対処してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 次は、2、玖珠町メルサンホールの部分改装と大ホールの運用ということで上げてます。これは、ちょっとここで訂正しますが、この「大ホール」と書かせていただきましたが、これは通常大ホールと私たち申しておりますが、実際は中ホールということで指摘がありましたので、一応「中ホール」と読み替えさせていただきます。大ホールとは1,000人以上が大ホールということになっているということで、質問に移ります。

①中ホールの一部にあたる親子室を改装して、映写機を置けるようにできないか伺います。

これは、2階の親子室にあたる上に位置する、これ音響調整室ですかね、これ、現在ここに横に据えて映写室代わりに使ってますが、この映写室から映画を映すと、映写機からスクリーンまでの間にかなりの角度がついていることから、このまま映画を観ると片仮名のハの字みたいなスクリーンになってしまいます。それで、この映画、今の映写室までは、また例えば35ミリの映写機を2台現在の位置まで上げ、そしてフィルムも勿論35ミリのフィルムを担いで階段を上がる、これ大変危険な、危険性の高い階段を上らなければならない。そういったことで、改装してほしいというふうに思いますが、伺います。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長兼ねて中央公民館長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） お答えします。

メルサンホールの中ホールには、客席の最後列に防音ガラスで仕切られた親子室があります。この親子室にはベビーベットが2台と固定椅子10席を設けており、子どもの声に気を使うことなく親子と一緒に公演など楽しむことができるスペースとなっております。

また、親子室の上ですね、議員さんが指摘されてますが、最上階には音響室、調光室とともに映写室を設けております。この映写室には、映写に必要な電源が確保され、音響・照明との調整がスムーズにできるよう配置されているところです。

現在の親子室は、現状で維持していきたいと考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 親子室のガラスの問題もさっき出ましたけれども、これは一応改修は可能というふうに聞いております。

また、親子室は本来の親子の使っていただくということになっているのは重々承知ですが、私は18年間、メルサンホールで朝から晩まで映画をし続けてまいりました。そのときに、ずっと係わってきて、どうかという形を見ておりましたが、はっきり言って、1人か2人、あとは全くありません。はっきり言って。だから、全部を改装せよとは言いませんから、少なくとも半分はそういう形でできないか、伺います。これは、映写機を現在の位置に上げるということは相当な苦労が要ります。とても1人や2人、2人かかって、もしかしたら、滑ってこけたらもう生命に危険を及ぼすようなところがあります。過去に何回かありましたので、だんだん、我々もそうですけれども、そういうスタッフの年齢とともに厳しいものがありますので、そういった面を加味していただきたい。

そして、親子室ですね、上側に丁度その映写室から下側に、何というか、穴が開いてます。それは点検口と思います。その点検口に電源200ボルト、30アンペアのブレーカーとキャノンコードといって、L・R、要するにレフト・ライトの音専用のコードを映写室から下に下ろせば、ビデオ、16ミリ映画は十分可能になってくる。これは、上の、現在映写室と申しておりますが、映写室の床にはその配線が入ってます。ですから比較的価格はそんなにかけなくて改修できるのではないかと思います。

そういったことをどういう形で思ってるかお聞きします。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 親子室は、中ホールに附帯されてる、まあ親子で楽しめる空間を確保するためのスペースであります。したがって、利用頻度等のお話をされたかと思いますが、中ホールを使用していただく限りには、要件として、その部分は確保していきたいという考え方をっております。

最上階の調光室なり音響室に映写機を持ち込む不便さのことも実際は聞いていますので、今後、映写機は15ミリなり35ミリというのは、もう製造を行わない方向の話も聞いておりますので、新しい機器の選定とかそういったことも考慮いただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） この問題はですね、非常に私自身も感じておるところで、非常に苦労している段階なんで、わざわざ、先ほど35ミリは今後存続どうかということでもありますけれども、来年再来年の問題ではありません。それで、いずれにせよいろんな方が、ビデオ、16ミリ映画、いろんな形でも使えるような形と、安全性を確保する意味と、それから100%親子室をつぶせとは申しませんから、そこへのやるかやらないかの問題にかかってくるようなところがありますから、十分に検討していただきたいというふうに思います。

次に、メルサンホールの冷暖房設備について、温度調節ができるような改修はできないか。

まず、ホール内は座る位置によって温度差があり、これは、長時間にわたった場合は特にそうですが、暖房を入れて時間が経つと暑くなり、暖房を切ってくれと言われるお客さんが、そのときに、じゃ切りましょうと、切つてすると、ちょっとしたらもうかなり寒くなってしまう。で、この寒くなって温まるまでには30分はかかります。そういったものから、お客様からよく言われるのは、町内外から来た方々からは、建物はいいけれども、中の設備は非常に悪いですねというふうにいわれます。非常に印象は悪いものがあります。我々もそのとおりだと思います。

で、満遍なく暖房が入るような形にできるのか、もしくは温度調節ができるような形にできないか、ちょっとお伺いします。

○議長（片山博雅君） 小川教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 温度調節ができるような改修はできないかということでもあります。

実は、中ホールの冷暖房設備には温度調整ができるようには一応なっております。しかしながら、現状といたしましては、客席後部から舞台に至る間に高低差があるため、全体を通した空調のバランスが悪いとの指摘を受けているところです。

昨年より空調の保守業者に温度調査や空調吹き出し口の清掃等を行ってまいりました。本年度は空調設備のフィルターの交換等を行い、対策を講じているところです。

今後とも引き続き空調設備の調整等に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 分かりました。

次、③中ホールの使用については、現行の使用料金をもっと安い料金表に改定出来ないか伺います。

これについては、過去に論議があったのではというふうに思います。現在、私どももそう感じているところがあるが、実際4、5名のジャズをしたときとかになると、チケットの問題が出てきます。チケットを2,000円にするか3,000円にするかとか、そういった問題について、今度3,000円となると、例えば3割から5割の町の加算の料金になってくる。この料金を、各地区、例えばコア山国、それから九重文化センター、そしてパトリア日田の全部資料を取り寄せて計算をしました。

計算方式は、玖珠町メルサンは違うんですね。違うというのはかなりの違いがあるから、どうして

そこに生じてくる。実際、例えば18時、午後6時から夜の10時まで4時間使用した場合、そして暖房を使った場合、それから音響、これは玖珠町の場合は、楽座オペレーション協議会という、作っておって、それには2名の担当者がいます。この2名の担当者、音をつくりだすときに、1名はミキサーについて操作して、1名はマイクでその取扱い者とのやり取りができるというふうに私たちは思うし、また、ミュージシャンとのやり取りの中で、オペレーター、PAの人は1人おればいいというふうな形をいってますが、受ける側としては、いや2名おらなきゃだめということになる。で、この1名が1時間2,500円で、4時間おったら1万円です。これが2人絶対いなきゃならんということで2万円かかります。これが九重の場合は違うんですね。1名プラスもう1人ほしいというようにあれば、職員が係わってくる。この九重は、町から委託されて、それは委託された方は10名でしております。そしてこれ年間契約だから、この分が全然違うわけです。そして、また各地区のを料金的にみると、例えば今の条件でしたときに、山国は7万1,000円かかります。この7万1,000円というのはこれいい方。ボストンで生まれてるスタインウェイという人がつくったピアノですけど、このピアノが金額にして800万から一番大きいのは1,900万、そしてこれは黒の場合、また茶色とかいろいろなってくるとまた高くなりますけれども、このスタインウェイのピアノを使ったときに調律が2万5,000円かかります。普通は1万5,000円です。そして使用料もちょっと違います。こういうものを使って、これはパトリア日田にもあります。このピアノがですね。このピアノを使っても7万1,000円。メルサンホールの使用料としては8万2,120円かかります。

それから九重も、パトリア日田の場合は、これは大ホールを使えば、大ホールは1,000人以上入りますけれども、これ1,100席。これを使えば12万6,650円かかります。それで今度は小ホールは日田の場合あります。この小ホールになると、今度はこのスタインウェイのピアノ使ったら8万5,850円とちょっと高いですが、使わなければ7万2,850円、それから空調設備を使った場合、もっとマイクの本数の関係とかいろんな音響関係を少し使わんでいいものがあれば、丁度7万ぐらいになるんじゃないかというふうに計算ができております。

それで、この玖珠町の施設であるから、玖珠町民が気楽に大いに使えるような状態をできるだけとっていただきたいというふうな思いから、この改定をちょっと、これについてお伺いします。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 中ホールの現行の使用料金をもっと安い料金表に改定できないかというご質問であります。

中ホールの使用料につきましては、開館当初、開館が平成13年2月、4月1日ですかね、開館当初に県内の類似施設との比較検討を行い決定をしまいでるところであります。これまで消費税調整以外は料金改定を行っていません。

先ほど、九重とコア山国の料金のことを言われましたが、議員ご存知のとおり999から500席を中ホールといいます。で、議員ご指摘の2つの施設については小ホール、499席以下、具体的に申し上げますと、コア山国が335であります。九重文化センターは396席であります。玖珠町メルサンホー

ルにつきましては700プラスアルファという形で、席数が違うし、規模が違う施設であります。

したがって、料金も変わってくるというのは、ある程度当然の理であります。費用対効果等の問題もあるかと思います。

そういう意味合いで、現在も県内類似団体との料金を比較しても、もう比較的安い料金設定となっております。当面、現在の使用料で対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 各施設の収容人員はこれ全部分かってますから、それはいいんですが、なぜ申すかという、計算方式がまず違うということを申し上げたのは、例えば中ホールを使用の場合は、6時から4時間、10時まで使用した場合は1万8,900円、それに冷暖房費は4時間みて8,400円、それから料金、例えばチケットの関係が出てきますから、それは5割加算された場合に出てくる金額と、それは0.5掛けると1万8,900円で、これは結局元のホール使用料の1万8,900円にさらにまた掛けにやならない、これがどうも分からないんです。だから金額的に上がってくる面があると思います。ちょっとお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） チケット収入を伴うものについてのご指摘であります。玖珠町は、2,000円以下の場合は表にある使用料に3割を相当する額を加算しております。2,000円から4,000円の間にあるものについては5割を相当する金額であります。4,000円以上の場合については、3倍に相当する額を徴収をしております。

チケット収入にかかる部分で、類似のところは見ておりませんけども、システム的にはどこも、まあ率は違うにしても当然収入が生じるわけでありますから、それなりの利用料というのは徴収をしておると思います。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 九重はですね、文化センターなぜ違うかという、最初のホールの使用料は1万2,000円とか、それから割り増しについては、たとえば3割のは3,600円とか、冷暖房の使用料も違って6,000円、音響が4,000円、これはマイクは3本付いてる、そのほかに借りるようになれば1本500円。そしてピアノ使用料が3,000円とか、ピアノ調律が1万5,000円とか、全然違った面があります。

メルサンホールで実際頼めば、ピアノの調律は2万円ということになっておりますが、実際、我々はジャズとかのコンサートするときは、自分が知ってる調律士に頼むから1万5,000円も取らないくらいの値段になります。そういったことは、私はもっと考えてほしい。

なぜ玖珠町の人間が九重の文化センターに行ってコンサートしなきゃならないか、これ現状はやっぱり厳しいものがあります。というのは、この不景気の中で、チケット、2,000円3,000円のチケットを100枚200枚さばこうと思ったら大変な作業だと思います。皆さん方が実際担当したら分かると思

います。だから私はあえてこういう形で質問させていただきます。

一応今後のことも考えながら、検討していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時35分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（片山博雅君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者は、8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君） 議席番号8番清藤一憲です。一問一答にてお願いいたします。

新しく課長になられた方々、本議会が初会議ですね、これから先、玖珠町民のために大いに頑張っていたきたいと思います。

本日は、総合運動公園の凍結及び中止について、6項目の質問をいたします。

私自身、運動公園は必要と思ってますし、建設には賛成です。反対が出てきたのは、九重町との合併協議の中から反対協議が出てきました。その前は、それ以前は反対という言葉はひとつも上がってなく、テレホンカードを販売して、平成10年80万円、平成11年40万円、計120万円の基金を作りながら運動公園を造っていただきたいという声と、なお、平成16年2月25日には7,515名の方の、是非建設をという署名をかけて町の方へお願いした経緯があるみたいです。

長年かかって基金を、今現在13億1,058万4,000円、建設費に無理がかからないようにこつこつと積み立ててきました。〇〇タイムズという報道の新聞があります。反対報道をしています。反対の報道だけならいいんですけど、私的なことまで誹謗中傷しています。「〇者は町長のへこ担ぎだ」とか、非常に下品な僕は文章だと思います。私自身が「清藤議員は夜の街では有名人です。夜の帝王」と、よく町民の方から言われてますけれども、これ私が料飲組合の組合長をしている関係上、夜の街で皆さんに顔見知りというのはごく当然のこととございますし、こういう釈明は個人的にはなかなかできないものです。私たちは議員ですから我慢してますが、町民で書かれた方は大変な名誉を傷つけられたんじゃないかなと思います。

運動公園を凍結及び中止にしたらどうなるのか、町民の方々に知っていただきたくこの質問をいたします。

まず第1に、1点目です。現在進めている運動公園事業を凍結か中止にしたらとの声があるが、凍結、中止にしたら、国から町に対する補助金はどうなるのかということが第1番目の質問でございます。お願いいたします。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

平成18年度と19年度に受領しました国の補助金、国交省分が約1億1,000万円と、防衛省分約1億9,000万円、合わせまして約3億円となっておりますが、これは運動公園建設用地として購入したものでございますので、返還しなければならなくなります。

また、既に内定いたしております平成20年度の国交省と防衛省分、合わせまして約2億円分につきましても返上するということになります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 計5億円のお金を国に返さなきゃならなくなる。非常に大きなお金だと思いますけど、多分一般会計から返すようなことになりまして、非常に町に対する負担というのは大きくなってくんじゃないかというふうに思います。

今日、私はあまり再質問はしません。大体聞く方に回りたいなと思ってますので、2番目に、数年後に再び運動公園のまた事業ができるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

平成19年3月に都市計画事業の認定を受けまして、平成26年3月完成の予定で事業採択をされておりますので、ご質問の、数年後に再び運動公園としての国庫補助事業の採択はどうかということでございますが、これにつきましては、採択については非常に難しいと思います。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） ということは、多分これから先、運動公園というのが、玖珠での建設は難しくなるのかなというような私個人の判断でございます。

3番目に、地権者より買収済みの土地ですね、これはどうなるのか。また、売った地権者に対してはどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 買収済みの土地につきましては、運動公園建設のための売買でありますので、税務署の譲渡所得税の特別控除、これは20%課税免除ですが、これが認められておりまして、建設を中止することで、地権者に20%の再課税が想定されます。地権者に再課税がされれば、町に対して損害賠償が発生するものと思います。

また、これに関連しまして、国保税や年金給付などにも同様の影響が出てまいっていると思っております。

さらに、20年度の買収予定者に対しましても、契約中止に係る違約金などが発生してくるものと思われる。

以上です。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 地権者に相当な迷惑がかかるし、また、返金だとかいろんなものが生じてくるんじゃないかという感じで今お受けしましたが、4番目にですね、凍結、中止した場合、補助金

を出してる国交省、防衛省の多分信用はなくなると思います。例えば、ほかの事業をやりたいということで、国交省、防衛省に補助金の依頼をした場合、補助金は今までどおり出ると思いますかということでございます。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 中止等をしますと、玖珠町への姿勢が問われまして、信用は失墜するものと思われまいます。また、他事業での活用につきましても、信頼度に欠け、活用について非常に難しくなってくるものと思われまいます。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 私自身も、多分国交省の担当者だったら、多分信用しないなという感じで思うと思います。

5番目に、町行政に対して他に、例えば中止、凍結した場合、どのような影響が予想されるか、お聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） どのような影響があるかというご質問でございますが、町内外に公表しました町の総合計画に基づき事業を途中で止める、これにつきましては、玖珠町の姿勢が問われ、目標としていますスポーツ、レクリエーションの推進、健康づくり、子育て支援など、公園建設の目的が達成できなくなります。

また、10年先、20年先のまちづくりを見据えた都市計画ができなく、童話の里玖珠町の定住環境の整備、健康づくりによる医療費等の軽減、子どもの居場所、親子のふれあい等、子どもをテーマに作り上げた計画、さらには、目標とします企業誘致など、産業振興と連携した将来のまちづくり実行計画などが達成できなくなります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） まあ、これから先、大きな事業にいろいろ影響が出てくるというような答弁でございますけど、多分そのとおりだと思います。

6番目にですね、一部報道者で、運動公園の予算が40億ということを報道をしてます。実際、運動公園の総額予算は32億6,000万円ですが、これには変わりはないかということでございます。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 街宣等で40億ということがいわれておりますが、当初計画の32億6,000万円で、平成26年3月完成に向けまして事業を進めております。大幅な状況の変化がない限り、当初予算計画を変更することは考えておりません。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） やはり32億6,000万という金額は是非守っていただきたいし、やはりそれより超すということは、やっぱり町民の負担が大きくまたかかってくる可能性がありますので、十分

その予算を守っていただきたいと。

今まで答弁建設課長がしていただきましたけど、できれば町長に総括的な答弁がありましたら、お願いしたいなと思っております。

○議 長（片山博雅君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） お許しをいただいて、自席から答弁させていただきます。

ただ今、清藤議員から凍結もしくは中止ということに関連してご質問ございました。

確かに町民の方の一部の方には、凍結ということを声高に叫んでる方がいらっしゃるわけでありまして、ご指摘のとおりだというふうに思っております。

考えてみますと、凍結などという言葉は、法律用語にも行政用語にもないわけでありまして、あえて申すならば、中断ではなかろうかなというふうに思っております。日常会話ではよく「凍り漬」とか「塩漬け」という言葉が使われておりますし、土地を塩漬けのままにしておいていいのかというふうなときに、そういう言葉を使うようでありますけれども、凍結もそういうことではないかなというふうに思っております。

まあ通常、地方自治行政に関わってる者は考えつかない言葉でありますのは、何かその事業をするときに、計画段階だとか、あるいはこの協議中の段階、例えば市町村合併で両町の合併協議をしてる最中に、「凍結」という言葉が出てきて、それがクローズアップされたことはご案内のとおりでありますけれども、そういうときではなくて、既に事業は進行してるときに、継続中の事業について「凍結」なんていう言葉が出てくることはもうほとんどないわけでありますけれども、今回は、なぜかそういう話が出てきてることはご指摘のとおりだというふうに思ってます。

「凍結」という言葉を使わせていただきますれば、凍結をすることによって、確かにその事業はその現状のままで固定されるわけであります。ただ、固定されたときに、その固定というものの付随の行為としていろんな事件が発生してくるわけであります。それが、ただ今課長が答弁いたしましたように、5億円のこれまで受けとっております国庫補助金の一括返還、さらには、凍結状態が続きますと、今後いただく予定にしております10億円の国庫補助金、県補助金そういうものがもう入ってこなくなるわけであります。また、譲渡所得に係ります20%の、総枠20%の減免の復活の問題も出てきますし、既に購入した土地の具体的な使い方、処分の問題等も出てきますし、地権者の方からは、恐らく損害賠償の請求も出てくるものというふうに思います。

さらに、一番大きなことは、やはりこの事業計画を決定して、少なくともこの事業計画を決定して事業を着手しておりますものを、途中で止めて凍結をして、それを国庫補助金の返還等伴うわけでありまして、そういうことに対する地方自治体玖珠町に対する行政の信頼性というのは全くなくなるというふうに思っております。

さらにまた、これは僭越な言い方ではありますが、この事業については16年の、15年度までは議会議員も全員の議決によって採択をされてきた事業であります。その議会の議決によって進めているこの事業が、中止、反対、凍結ということになりますと、まあ議会制そのものに対するやっぱり

疑問の声も私は上がってくるものというふうに思っております。

申し上げるまでもなく、事業の決定、進行を決めるのは、町長でもなければ教育長でもないわけでありまして、議会が最高の議決機関であります。そこが決めてきて粛々と進められている事業について、途中で凍結ということになれば、議会の議決は何だったのかということにもなると思っておりますし、そういうソフト面での影響も甚大なものがあるというふうに思っておりますので、私としては、確かに10年間の時代の変化というのもあると思います。福祉、あるいは高齢化というものの中で、事業計画の見直しはしてまいりましたけれども、現在のところ、その見直しに基づいた運動公園の建設を清々粛々と進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） 今、町長の答弁をお聞きしましたけども、運動公園をやっぱり造る以上は、町民が本当に使いやすい、立派な僕は施設を造っていただきたいなと。

国道というのはやっぱり非常に人の寄りやすい場所、これを山の上に造ったらどこも失敗しています。やはり人が寄りやすい場所に造ってこそ、僕はその価値があると、商売と一緒だなというふうに思ってます。どうしてあの一等地にと言います。米が本当に良いのができるのが、僕は農業の一等地だと。出し入れがしやすい場所だけが一等地、そういう意味ではないと私自身は思ってます。ですから、人が寄りやすく、良い場所に、本当に町民が喜んで使えるような運動公園を造っていただきたいと思えます。

私は、このテレフォンカードがあります。これやっぱり、運動公園を造ってくださいと、一生懸命皆がテレフォンカードを売りながら、お茶を売りながら、120万という基金を一生懸命つくった、その気持ちを僕は察したいと。僕たちも何かやる時にはいろんなことをします。やっぱりテレフォンカードを売ったり何をしたりと。森中の校門を拡張するときでした。やはりPTAで生徒の切り絵をテレフォンカードで作り、15万の金をつくりました。町長、15万円の金できました。この森中の入口がどうしても狭いもんですから、拡張してくださいということで、お願いに行きました。丁度濱田町長でしたけど、おう分かった、お前たちがやっぱりそこまで一生懸命基金を集めてするなら、そこは町の方で買収して森中の入口を広げようということで、そのとき広がりましたけど、そういう町民の気持ちというのも、僕は非常にこれから先、大切にしなければならぬ部分だなというふうに思ってますし、その部分を十分お含みを願いたいと思えます。

完成は平成26年3月ということになってますけど、できれば事業を短縮できないかなということと、もう1つ、出来てから大体20何年か、4ヵ年で全部出来上がるようになってますけど、できたら、出来た施設から町民の方が使えるように順次していただけたらなというふうに思ってます。

非常に私自身、質問の時間は短いんですけども、以上をもって私の質問を終わりますけれども、是非立派な使いやすい運動公園を造っていただきたいと。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 8番清藤一憲議員の質問を終わります。

次の質問者は、3番河野博文君。

○3番（河野博文君） こんにちは。議席番号3番河野でございます。

平成20年第2回定例会におきまして、質問の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

さて、今日、新聞報道等で2点ほど玖珠町の話題が出ておりました。1点目は、町の方で公用自転車を利用されるということで、非常に画期的なことだと思っております。町長の心構えというか、環境問題、それから経費の問題、それから自転車に乗ることによって体力を使うという、職員の健康管理もできる、いろんな面でいいことじゃないかなと思っております。こういうことはどんどん進めていってほしいなと思っております。

もう1点の方は、古後中学校のパソコンの盗難事件ということが出ておりました。パソコンを盗難されただけならいいんですけど、中に重要な個人の情報が入っていたということで、これはちょっと問題ではないかなと思っております。今後、学校等に限らず、役場の関係におきましても、今からこういうことはあり得ることですので、是非十分な注意をしていただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきまして、一問一答方式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本年度の教育委員会の指針及び学校現場への対応についてということでございます。

教育委員会の方、広報等で今年度の方針とか姿勢とかそういうようなことを発表されております。皆さんもうご覧になったと思いますけど、議会の中でも再度確認という意味も込めまして、ご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 平成20年度の玖珠町教育行政の基本指針の重点についてお尋ねでございますので、お答えをいたしたいと思います。

玖珠町教育指針は、玖珠町教育行政の基本又は基調、そういうものをもって掲げ、玖珠町の実態、それから当面する教育の諸課題の解決、加えて学習指導要領の具現化を目指しまして、憲法及び教育基本法を基本にして、大分県教育委員会の方針にのっとり、加えて、玖珠町第四次総合計画に掲げております「力みなぎる人づくりと全人教育の推進」に沿って策定をいたしておるところであります。

玖珠町教育行政の基調の内容といたしましては、確かな学力を形成する学校教育の充実、人権同和教育の推進、生涯学習の活性化、健康安全教育環境教育の推進、青少年の健全育成、教育諸条件、教育的環境の整備等々を掲げ、これらを具体的に項目を上げてさらに設定をしておるところであります。

議員お尋ねであります、本年度重点を置いた教育施策は何であるかということについてですが、玖珠町教育委員会の掲げる課題は多岐にわたり、重要かつ喫緊するところの教育課題としまして、私も重要視しておるのに3点ほどございます。

まず、何といっても学力の定着と向上にあらうかと思えます。2つ目は、中学校の規模適正化でございます。3点目につきましては、大分国体少年・少女ホッケー競技の成功、この3点が喫緊する重

要課題として掲げておるところでございます。

まず最初に、最初に上げました学力の定着と向上についてでございますが、学力という定義づけについてですが、これは、学ぼうとする力、いわゆる関心・意欲・態度、加えて思考力・判断力・表現力等々の学ぶ力、そして知識・理解・技能、いわゆる学んで得た力、これらの3つの総体としての学力というふうに私どもは定義づけております。

この3つの総体としての学力をみるならば、玖珠町の児童生徒は他の市町村に比して遜色のない活躍がみられます。「大分県少年の主張・大分県中学校弁論大会」あるいは「大分県人権作文」等々のコンクールにおきまして、最優秀賞の受賞をはじめその他の教育活動でも賞賛される結果を残してきております。

しかしながら、3月議会でも河野町議からご指摘をいただきました、本町の課題である基礎的基本的な知識の習得、いわゆる知的学習ですが、につきましては、大分県の基礎・基本の定着状況調査の結果を真摯に受け止め、各学年段階における基礎基本の確実な定着を図るとともに、学習意欲の喚起、あるいは学習習慣の確立、そして学習効力の学力向上等の取り組みをさらに推進する必要があるかと思えます。

今年度は、大分県教育委員会指定の学力向上支援プロジェクトを積極的に指定受けまして、さらに玖珠町教育委員会独自の学力向上施策等をもって、各学校が確かな学力、つまり知識や技能は勿論のことでございます。加えて、子ども個々の児童生徒が学ぶ意欲、自分で課題を見つけ、自らまた学び主体的に判断して活動する、そしてよりよく問題解決を図ろうとする、そのような資質や能力を持つ児童生徒の育成に現在、学校現場挙げて努力をしておるところであります。

2つ目の、中学校の規模適正化についてでございます。

児童生徒の減少に対応いたしました学校規模の適正化を図る必要があるということについては、これまで私ども申し上げてきたところでございます。教職員の定数配置、あるいは中学校における教科配当、部活動等教育効果を高める教育環境の条件整備は学力の向上に連動いたします。中学校の規模適正化は避けて通れない状況にあらうかと考えております。

3つ目の大分国体につきましては、この玖珠町で少年・少女ホッケー競技が開催をされます。ホッケー競技が出会いと感動を共感できる魅力ある大会となりますよう、民泊、応援、花いっぱい運動、あるいは地域活性PR活動、ホッケー競技の向上あるいは対策等々に、玖珠での国体開催の成功を図りたいというふうに考えてるところであります。

以上で、1問目の教育行政指針の基本指針の重点について申し上げます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、お答えになられた中で、基礎学力の定着向上等を推進するということを言われております。また、玖珠町独自の施策でそれをされるということでございますが、その辺、独自の施策というのは具体的にどういうことをされるのか、決まっておりましたら教えてください。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） まず、町費でもちまして、本町の町内の全児童生徒の学力診断テストを実施をしておりますが、これをより幅を広げまして、学年の幅を広げて、そしてこの実施時期を統一をして、本年度よりこれを開催していきたいと、もっていききたいとそれが1つであります。

それから、本町内における教職員の加配措置をいただいておりますが、その加配措置は指導方法の工夫改善という名目でいただいておりますので、特に習熟度別授業、あるいは少人数授業、T T 授業、こういうものを学校においては既に取り組んでおる学校等がありますので、さらにこれを広げていきたいというふうに考えております。

あるいは、町単独の予算措置で特色ある学校づくりということにも取り組んでおりますし、町、玖珠町教育委員会指定の学力向上として、その他に2校指定を、小学校1校、中学校1校しております、2年間の指定でこれを公開発表するという事等も加えていきたいと思っております。

あるいは、国、県、町等々のいわゆるこの国の委託事業ということでありまして、国、県、町からのいわゆるこの助成金等々の出資等を受けまして、県指定、学力向上、先ほど申し上げました支援のプロジェクト等の指定を積極的に受けていくということ等も上げられると思っております。

そのほかに、学校では朝読書、あるいは放課後のいわゆる自主学習等々についても、私どもといたしても、統一的に校長会等々を通して取り組みを提起をしてその定期的な校長会というのを、情報交換あるいは先進校に学ぶということ等で取り組みをしてるところでございます。

以上でございます。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） いろいろですね、取り組まれてるみたいで安心しております。

特に、2番目に書いておりますが、玖珠町教育指針は学校に対して周知して徹底しておるかということでございます。その件と、各学校です、具体的に学校としてどのようなことをやっていこうかというようなことを、具体的にされている学校等がありますか。

○議 長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 玖珠町教育指針が各学校に対してどのように周知徹底されておるかという質問についてですが、各学校は、この玖珠町教育行政の指針として掲げてこの方針にのっとり、その意を汲みまして、学校長が年度初めに、玖珠町教育行政の基調・基本方針を自分の学校の学校経営方針あるいは教育目標等々に反映をさせて、設定を、これらの目標を設定しておるということでありまして、玖珠町教育行政の意はそこに通じておるということになろうかと思います。

ちょっと具体的な例を上げるといいと思いますが、先ほどの学力の向上定着を例にとりますと、これはもう本町内の全教職員挙げて取り組む課題でございますので、これはどの学校も、どの学校におきましても学力向上を教育目標の最初に位置づけております。そして、それぞれの学校は地域の特性、児童生徒の実態を見据えながら、効果的な実効ある学力向上の方法をとっておるということでもあります。

なお、これらの状況については、月1回の校長会を開催しておりますので、その校長会をもってこ

これらの取り組みの意見交換、あるいは先進校に学ぶ、あるいはいろんな情報の共有等々を図りながら、玖珠町教育行政の周知徹底を図っているということでもあります。勿論学校教育目標に掲げておりますので、全教職員にもこのことは周知徹底しておるといふふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 非常に素晴らしい取り組みと思いますので、是非前向きに進めていただきたいと思います。

3月議会のときにもう1点、まあこれは学力向上とは直接は関係ないかもしれませんが、玖珠町でも独自の教育委員会としてのホームページを作ったらということで話してまして、そのことについても前向きに取り組みたいということを言われてましたが、その後どんなふうですか。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 現在、作成の方向で取り組みをしておるところでございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） それでは、2番目の方に入りたいと思います。すみません3番目です。

玖珠町で行っている教育行政の中に不登校児童への取り組み、現在、片草小学校跡地を利用したわかくさ広場ですか、で不登校児童を対象にして開設されていると思います。このことに関しては、本当に教育問題として、いい施策の1つじゃないかなと思っております。

また、先日の補正予算の中にありました質疑でもちょっとさせてもらったんですけど、予算が200万増額されて取り組まれるということは、本当に良いことと思っております。また、その中でちょっとお聞きしたんですけど、もう少しですね、このわかくさの広場、相談センターでしたかね、相談センターですかね、教育相談センター、そのことについて中身を説明いただきたいと思いますが。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 議員自らも、わざわざ教育相談センターわかくさの広場まで訪問をしていただきまして、今次の質問に際してのご用意等なされてるということをお聞きしまして、大変感謝をいたしてるところであります。

玖珠町教育相談センターわかくさの広場は、児童生徒の不登校指導を行う、適応指導教室というふうに私ども言ってるわけなんですけど、この業務と、今1つは、家庭、学校、地域などからの相談活動、この2つの機能を持つ施設として、平成13年に開設をいたしております。以後、適応指導教室としての存在が増してきてまして、今年度までに約40名以上の児童生徒が通級をし、この施設での学習は勿論ですが、児童生徒が社会性、協調性などの学びのエネルギーを回復をし、社会に巣立っていっておると。一人ひとりの子どもが進路を見つけて歩き出すことは、その子どもの人生にとってまさに大きな出来事であろうかというふうに考えます。その成長に係るわかくさの広場は、大変貴重な施設だというふうに私ども教育委員会は踏まえておりますし、なおかつ、この事業を理解いただき、学校、家庭と連携し、子どもたちの学校への登校、再登校を願い、それを実現させるために献身的にご

指導いただいております6名の相談員、2名の指導員の方々のご支援、ご協力に感謝をいたしてるところでございます。

玖珠町教育相談センターでの、議員お尋ねであります、今後の運営支援についてでございますが、お答えをいたします。玖珠町並びに玖珠町教育委員会というふうを受けておりますので、その立場でお答えをいたしたいと思います。

適応指導あるいは相談活動、これらに加え、現在、特別教育支援教育推進の重要性が非常に叫ばれております。その重要性に鑑みまして、機関、諸機関あるいは関係者との連携による適切な教育的な支援を行うためにも、益々この施設は重要になろうかというふうに考えております。それだけに、先ほども申し上げましたが、わかくさの広場の維持、運営、存続には努めていきたいとそうように考えております。

今後は、さらに家庭、地域との連携を一層密にして、保護者支援、関係機関との連携、あるいは場合によっては訪問指導等々教育機能の拡大等に努めてまいりたい。私自身も、この施設の重要性に立ちまして、月1回の相談員、指導員の方々の研修会に参加をさせてもらっております。そういう中から、このわかくさの広場の先生たちの努力と、そして地域、学校のこの施設に対する期待といいますか、そういうものを肌で感じているところであります。

次に、運営についてでございますが、わかくさの広場は、これまで適応指導教室に係る国のいろいろな関連する事業と町補助金で運営をしましてまいりました。昨年度から適応指導教室に係る国の補助が削減をされまして、玖珠町単独の現在は運営となっております。今後は、わかくさの広場に関連する国の事業等々を見定めながら、これを積極的に取り入れ、町費とともに連動して運営にあたっていく所存でございます。

以上でございます。

○議 長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 今、お話を聞かしまして本当に安心しております。というのも、あそこに通われている子どもさんたちが、話聞いたところ、勉強できないことないんですよね、ただ、何となく学校に行きたくないとか、何となく理解しがたい、大人にとっては理解しがたいところがあるんですけど、子どもさんにとってはなかなか学校に、いじめられるとかそういう問題じゃないんですけど、行けないとかいうそういうようなところがあります。で、あそこで教職員のOBの方が、今言われたように6名いらっしやいまして、本当にベテランの先生たちで、かえって良い教育ができるんじゃないかなと思うぐらいに思っております。そういう先生方ですけど、退職された後ということで、皆さんちょっとご高齢になっておりますので、そういう方たちにですね、あまり負担とか事故とかないようなふうな施策も考えて、今後取り入れていただきたいなと思っております。

また、国からの補助というかそういうのが削減されたみたいですけど、何かいいのがありましたら探していただきまして、そういうところにも町の助成をしていただくとか、そういうことを取り組んでいただきたいと思っております。

それから、その件でもう1件ですね、教育相談センターということになっておりますが、このセンターという以上は、所長さんとかあると思うんですけど、そういうのはどんなふうになっていますか。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 教育相談センターの構成でありますけれども、所長は学校教育課長が兼務をしております。それから係長に松本指導主事、それから今年度限りではありますが、県の方から不登校対策対応教員が1名まいっております。あと相談員が6名、それから指導員が2名と、こういった体制で運営をしております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今、教育課長の方が相談センターの所長というか、長を兼ねられているということでございますが、教育委員会に行ったときに、教育センターの窓口案内とかそういうのを全然ないんですよね。何とか教育委員会に来たときに、ああこういうところがある、また、町民の方が、ここに行けばそういう相談が気安くできるなとかいうような、分かりやすいところを設置していただきたいなと思っております。

教育については、本当に簡単にできるもんじゃない、時間がかかる問題だと思います。しかし、これからの玖珠町のことを考えたら、時間がかかっても、やはり少しずつは向上させるようなふうに取り組んでいただきたい。また、町の方でもやっていただきたいなと思っております。

以上、私は今年度の教育委員会の指針、考え方をお聞きしまして、今後の勉強にさせてもらいたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文議員の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番秦 時雄でございます。通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

まず、その前に、いよいよ梅雨の季節となりました。大変雨も降り、今日は、九重町で裏山が崩れ、1名の高齢者の方が亡くなったということで、心からご冥福をお祈りいたしたいと思っておりますとともに、私たち、また本町職員一体となって緊張してですね、この梅雨時を乗り切らなくちゃならないとそういうふうに私思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、本日この2点ほど質問をさせていただきます。1つは発達障害について、2点目は小中学校の耐震化についてであります。

皆様もご存知かと思いますが、発達障害、発達障害者支援法というのが平成17年の4月1日に施行されました。そして3年経過いたしました。発達障害という言葉自体、本当に私も最近深く認識するようになりました。非常に大きな問題をはらんでこれは障害児の問題だなということでございます。3月議会にも発達障害についてご質問をいたしました。それは深くは質問はいたしませんでしたが、今回また再度質問をさせていただきます。それもやはり3月議会でこの質問をいたし

まして、その後、ご婦人からお電話をいただきまして、発達障害について非常に危惧されているということでありまして、私の質問について非常に心強く思っているということでございます。私も、今回も6月議会この発達障害を取り上げますときも、やはりこれやはりそういう方がおられる限りはですね、もうちょっと深く掘り下げて質問をさせていただいた方がいいということでさせていただきたいと思っております。

まず、はじめに、この3月議会にも質問いたしましたけども、5歳児の健康健診のですね、5歳児健診の推進ということで質問をいたしました。そして発達障害児の問題点、大変この発達障害児が非常に増えてるということでございますし、その発達障害の早期の発見のために、その5歳児健診をもっともっと充実していかななくてはならないのではないかとということでお聞きいたしました。

現在町が行っています乳幼児健康診査は、母子保健法の規定によって乳幼児に対して行われてるわけでございます。その現在の対象年齢は1歳6ヶ月、3歳6ヶ月となっております。その後、就学時の健診、これは学校保健法によるところにこの就学時の健診を行っておるということでございます。現行の3歳児から就学時健診までのこの期間の開きすぎというのが、これは非常に問題になっているということでございます。

ということは、近年増加しております発達障害にとって、この3歳6ヶ月からその5歳児健診の間、この期間というのが、その発達障害の人には大変重要な意味を持っているということであります。その発達障害というのはどういう、これは症状があります。自閉症とかアスペルガー症候群、それとか広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害を総称して、その呼称したものであります。発達障害者支援法が平成17年の4月1日に施行されたことに伴いまして、ようやく社会で認識しはじめられたということでございます。

最近では、その発達障害のお子様のいる保護者がまとまって、様々なその課題に対して解決に力を合わせて取り組もうと立ち上がっております。そして、国でも法律が施行されたことに伴いまして、厚生労働省内に「発達障害児対策戦略推進本部」というものが設置されております。そしてその専門家によりますと、その障害の程度が重度の場合は1歳半健診で見つかるそうでありまして。そして中程度の児童は3歳半健診で見つかるそうです。障害の程度が中程度の児童は3歳半の健診で見つかる。そして広汎性発達障害は5歳ぐらいになって見つかることが多いということであります。一番問題なのは、その5歳児健診を取り入れている自治体が少ない。調べましたが、本当にこれからという状態でございます。この段階で発達障害の児童を見つけることが難しいという点であります。早期発見早期対応が発達障害対策の基本といわれております。発達障害は、対応が遅れるとそれだけ症状が進むといわれております。また、就学前に発見されても、親がその事実を受け入れない、受け入れたくない、自分はそうではない、自分の子はそうではない。その事実を受け入れるのに時間がかかって、その適切な対応が遅れてしまう。そして子どもの就学を迎えるために状況を悪化させてしまうという、そういった大きな現状があります。

本年度のその3月議会におきまして、発達障害の一般質問の中にもお伝えしましたが、その厚生労

働省による平成18年度の研究報告書によりますと、鳥取県の5歳児健診では、これは鳥取県は全市町村この発達障害、5歳児健診を行ってる県であり、積極的に取り組んでいる県であります。そして、その鳥取県の5歳児健診では、9.3%の発達障害の疑いがあると診断されたそうでございます。そしてまた、栃木県、栃木県もこれは全市町村5歳児健診を行っているそうであります。その中でも、栃木県でも、8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたということでございます。こうした児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていなかった。その9.3%の発達障害の疑いのある児童は、この3歳児健診では何らの問題も指摘されなかったということでございます。

この報告書の結論としまして、現行の健診体制では十分な対応ができないということであります。結論はですね。私も3月議会のときには、質問させていただきました。そのときには、いろいろ体制の問題はあるけどもですね、まあその発達障害の見つけるためにはいろんな手立てをやってるというご回答だったかと思えますけども、非常に難しいというのがあります。

そして、3年前に施行されまして、発達障害の障害児の支援法、国・都道府県、市町村のその役割として、発達障害児に対して早期発見のために必要な措置を講ずることと定めているわけでございます。その法の中でですね。そして、先ほど言いましたように、模範的な取り組みをしてるのは鳥取県と栃木県が、全国に先駆けて全市町村がやってるそうでございます。

そしてまた、これは今5歳児健診をやってる。そしてまた、長野県、香川県、静岡県、熊本県などの市町村の一部が、やっこの発達障害に取り組み始めたということでございます。九州では熊本県、私が調べた結果では、熊本県の城南町という町があります。ここが今、発達障害、5歳児健診を積極的に行っているという。まだまだ非常に問題がある。専門家がない、専門のその医者がですね、非常に少ないという、いろんな問題があるようでございますけども、しかしながら、その今の中で発達障害を見つけていこうということでございます。

それで、そこに質問を7つ上げました。5歳児の健診の推進について

①本町において5歳児健診の必要性、考え方を伺う。

第2番目に、発達障害支援法が施行され3年が経過した今、本町ではどのような取り組みをされているのか。

3番目、現行の診療体制で、健診体制では発達障害が発見できないケースがあると認識しますが、もし5歳児健診を実施すれば、現在の体制、予算などからどのような問題点、課題があるのか。

4番目、現行の健診体制で発達障害の疑いがあると判断された場合、どのような連携を各部と図られるのか。

5番目、就学時健康診断の健診体制と健診内容について伺いたい。

6番目、本町では発達障害に関する専門的な知識を有する人材を確保するために、行政担当者、保健師、保育士又は教員に対する研修などを実施しているのか。

7番目、現行の乳幼児健康診査や就学前健診で発達障害や発達障害の疑いのある児童生徒数はどのくらい把握されているのか。

ということで、7つ質問を上げました。これは具体的に分かりやすく、質問が分かりやすく上げたものであります。

これ一つひとつは、1番から7番まで全て関連をしておりますので、保健課長、これを関連でありますので、全体、そして1番から7番通して質問をさせていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 発達障害における健診について、ご質問をいただきましたので、お答えします。

3月の議会においてもお答えしたところではございますが、実際に5歳児においてなぜ健診を行うかといいますと、先ほどの説明のように、大脳発達段階に起因した集団生活における問題に焦点を当て、主に社会性の発達や自己統制力を診断するというものが主な健診の内容になっておりますが、実際には、実際、精密の健診で、後ほど述べますが、精密検診をしております専門医師の見解では、先ほどのお話のように、5歳では既に遅い。むしろ1歳半から3歳、そしてその3歳児を関としまして、それからの追跡によって十分その1歳半のカバーをしなければいけないという方向性も打ち出されておまして、先進とは言いましたが、そうとは限らず、健診でどのように3歳時点で発見するかということの方が重要な課題になっております。

現行の健診にあたりましては、縷々ここに質問がありますが、ご質問された健診の後に、この3カ年に変りましたことを説明しますと、まず第一子、全乳児の訪問が一番理想ではありますが、まず第一子から全員の訪問指導に入りまして、それ以降の健診相談を経ました後、各年齢ごとに精密のかかりそうな、少し異常とはいいいませんが、グレーで子育てに支障を来たしてる、あるいは発達に支障がありそうだという疑いのある子を、郡で精密診査を行う会場を年4回持っております。そこに各健診の子ども達が行くわけです。それからまた、さらに県で主催しております巡回の発達支援ですね、その健診にかけまして、年間3回ございますが、そこに必ず通すようにしております。

なおかつ、この3年間で変りました大きな点は、保育園、幼稚園におきまして、その施設内で係りを持つ中で、社会性の欠落とか、それから自己統制力のみられないとか、少しそれに対して支援がかかるような子ども達を、どこに連携してもっていくかというようなネットワークを作っております。また、それに関しては、それに関するスタッフ、保育士、栄養士、保健師、看護師は勿論ですが、郡医師会、それから発達支援センターの専門医師、それから発達支援センターの言語療法士や作業療法士、運動療法士という専門の先生方を交えた研修を年に数回持ちまして、それは県、それから国でもございますが、新たに町内でも一昨年より設けて、研修をしておるところです。これにより早期に発見、早期に療育へもっていくという体制を、今、構築に向かってしているところです。

後、具体的な数字としましては、先ほど島根や栃木県でしたか、栃木ですね、栃木の出現率とか、それをお話ししておりましたが、本町も、具体的に申しますと、率からいうとほとんど変わりありません。4ヶ月、それから3ヶ月、7ヶ月と累々あるんですが、最終的に就学前の5歳児の、教育委員会がしてあります就学前健診においてのその要支援者、要指導が必要な、要精密が必要な児童生

徒を含めると、現在、福祉保健課で行っておる健診では20名の疑いのある子ども達がありますが、それから発達障害を治療、治療開始だとか、それから軽度の発達障害があるために継続した支援が必要である者というのが7名とか、それから5歳児の就学前の指導にまた6名の子どもが、要支援と判定されるという結果が出ています。この数字は、それらの健診を行っているところとあまり相違ございません。

今回、そのご質問と、それからそういう健診が必要であるか否かという最終的なお答えですが、ということで、私どもの本町では、5歳児の健診をする以前に3歳児の、3歳半を確実に関としまして、そこからその1歳半までの間の子は、在宅、それから保育所、幼稚園等の連携のもとに、随時精密診査に送り、そして支援を開始したいという方向性を持っております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

今の本町が行っているその健診の体制というか、発達障害に関しましてはですね、それで十分ではないかという、十分であるというそういった認識をされておりますか。今のやり方でまあ大丈夫かというですね、そこら辺をちょっと聞きたいです。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） それに関しましては、本年度は新たに相談回数を増やしたり、それから福祉保健課に保育士を配置ということで、保育面の、集団における保育面から見た機能とか、それから、発達支援センターの医師による研修会の充実を図ることによって、それからまた、言いそびれましたけど、健診項目の項目を増やしたり、母親との関連する質問項目などを増やして、より細かい症状なりその支援のあり様が見えるようなことを、今やっておる最中でございます。体制としては強化はしてまいります、健診の1歳半、3歳6ヶ月での健診体制はこのままでいきたいと思っています。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

1歳半、3歳半の健診というのを力を入れて、発達障害児を見逃さないということでもありますね。

そして、その5歳児の健診についても、これでまたさらにですね、その障害児を見逃さないということ、そこまで1歳半、3歳半で十分なのか、さらに今の5歳児健診ですね、これでいいのかということですね、ちょっともう一度。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） これは学校教育委員会の事業になりますが、対象児が5歳児だもんですから、お答えします。

5歳児の就学前の健診は、問診項目が結構多うございます。お一人お一人は、医師にですね、医師と歯科医師による診察を受けた後に、一応就学前の適正委員会等にかけるんですが、そのメンバーの中には医師、保健師もおりますので、その子に関する過去ですね、過去データをちゃんともって

参画させてもらってます。それに至るまでの今までの段階で、転入等でなかなか把握できなかった方のために、今申したように保育園等ですね、刻々とその見ている現状で送り込まれた要精密者の精密検査から、それを基にした適正就学時の健診、それから、そこにおいてまた新たに課題として出された場合のフォローの仕方というものを考えてまいりたいと思っています。

○議 長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今の発達障害の健診について、その現状のですね、体制で何とか大丈夫ということでありますですね。それでよろしいですか。

○議 長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 現体制でまいりたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それで、これはいろんな予算面とかいろいろあるかとは思いますが、でもですね、5歳児健診にしてもこれからもっとやっぱり充実させるべきの事項があれば、何かありましたら、もしそういうことがありましたら、教えたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 5歳児健診というよりも、今のご質問は就学前の5歳児健診でしょうか。

○11番（秦 時雄君） 就学前ですね。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 前ですね、では教育委員会が行ってる健診ですね。それに関しましては、先ほどから申し上げておりますように、過去のデータですね、過去のデータというよりも現在のデータですけどね、そのデータがきちっと伝わるような適正委員会へのかけかたをしてまいりたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦でございます。

それで、例えば保育園から幼稚園、幼稚園から小学校、そして中学校、この連携というのはどうなんでしょう。例えば今、研修もですね、国も研修を行っておりますし、小中学校の教員の皆さんとか、幼稚園とか保育所の方々、そしてまた、一番大切なことだと私は思うんですけど、特に園長さんですね、園長先生とか校長先生ですね、こういった方々の発達障害に対する理解というのが、また一番、また上の立場から見るとっては、これは非常に理解が重要だとそういうように私考えておるんですけども、その教育、特に教育現場では校長や園長の判断になるところが非常に大きいんじゃないかということでもありますし、これはまた部署が教育になりますけどもですね、そういった例えば学校の教員の先生や、本町の学校の教員の方、そして校長先生、また公立のというか、玖珠町の幼稚園の園長先生、園長先生は小学校が兼ねますけれども、特に小学校の校長先生などのそういった方々の研修とかは行われているんですか、本町は。それを聞きたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 県の教育事務所を通じまして、県段階で研修を行っております。

○議 長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 本町の発達障害の取り組み、今課長からお聞きいたしました。それで、非常に取り組んでいるなというそういうふうな認識を新たにいたしました。

非常に難しい様々な問題があると思いますけども、とにかく発達障害はできるだけ早く見つける、発見し、そして早く支援をしていくということが大変一番大事なことでありますし、また、保護者への啓発ですね、認識、そういった面も極めて大事な要素であるというふうに思っています。そういうことで、今後の積極的な取り組みをお願いをいたしたいと思います。

それで、発達障害についてはこれで終わります。

続きまして、発達障害児の教育支援ということでございます。

昨年、本町の特別支援教諭が本格的に実施されているということで伺っております。その発達障害児の通常学級での学習や生活を手助けする特別な支援、特別支援教育支援員の計画配置が、教員とは別に現在配置されております。玖珠町もですね。その発達障害を抱える子ども達をサポートするために学習支援、その指導法がこれから大変求められる時代ということでもあります。

そこで、文部科学省はそのために発達障害情報センターを今開設をしております。私もインターネットでそのホームページを見ました。発達障害児に関するいろんな情報がそこに網羅されておりますし、発達障害をもっているご両親も大変ですね、このホームページを見ればいろんな相談が受けられるようになっております。このように非常に国としての取り組みも、最近やっとですね、今年からと思います。充実してきております。できるだけですね、折角国もいろんな施策をもって、その緒でありますけれども、取り組みを始めた。それに伴って、地方自治体もやはりこの最大限ですね、利用をしていかなくは意義もないことでもありますので、そういうことに関しましてもその最大限に利用していただきたいと思います。

そこで、1番の、現在配置されている特別支援教育支援員の本町における現在の配置人数を、小・中学校ごとにお示し下さい。併せて現状の問題点、課題なども伺いたいと思います。

そして、2番目は、これは前後して同じような質問になるかと思いますが、昨年からスタートした特別支援教育への本町の取り組みについて伺いたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 発達障害児の教育支援について、お答えをいたします。

特別支援教育支援につきましては、昨年10月より特別支援対象となる児童の小学校2校に、2名の支援員を配置をいたしまして、児童の授業等、それから学校生活の介助を支援をまいりました。

また、本年におきましても、同じく対象児童生徒のいる中学校1校、小学校2校に特別支援員を配置をいたしまして、その児童生徒に応じた学校生活の介助支援と、それから学習支援を行っているところであります。

問題点、課題点ということでもありますけれども、課題ということになりますか、先ほど議員言われ

ましたように、発達障害におきましてはそれぞれいろんな症状がございまして、それぞれ現在支援をしております発達障害児は、全て症状が異なっております。つきましては、支援員の支援介助の内容も異なっておりますので、過剰に係って児童生徒にストレスを与えるようなことのないように、それぞれが相互理解のもと、人間関係を構築するということに重点を置いて支援をしているところであります。そのためにも、児童生徒とそれから支援員が、ほどよい距離感を考えながら、学校内に設置をしてあります校内支援委員会の先生方と連携をとりながら、その支援を進めて、子どもの自立等に向かって支援を行っているところであります。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。分かりました。

それですね、例えば今、小学校、中学校には特別のその支援員が配置をされているということでございます。それで、例えば本年度からですね、この発達障害児の生徒の学校生活に対するサポートを進めるために、公立幼稚園に専門の支援員を配置するためのその費用といつかね、補助が行われるようになったと私聞いておるんですけれども、支援員にですね、公立の幼稚園へ専門の支援員を配置するための費用の国の補助が行われるということを聞いておりますけれども、その教育委員会の管轄であります幼稚園についてもですね、その支援員の配置というものは、考え方として考えられるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 現在、公立幼稚園におきまして、対象児童となる園児はいませんので、現在は配置はしておりません。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

現在は公立幼稚園の中において、そういう園児はおられないということでございます。分かりました。

では、次にまいりたいと思います。

1つは、これはもう全体のことになるんです。それで、例えば小中学校、そして高校を卒業して社会に出ます。そして、過去に自閉症などのそういった発達障害の疑いがある、その日常活動に支障を感じている人が、今まで医療機関に全く診断を受けたことがないような方、その発達障害の生じた人がですね、診断を受けてない人が約5割、半数に上ることが調査で明らかになっているということでもあります。

ということで、就労、これが延長していくと非常に就労も難しくなるということで、就労もせずですね、長期的な在宅生活を送ってる人も約3割を占めている自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などの、知的障害を伴わない場合は、本人も家族も気づかず、周囲から「自分勝手な人」とか誤解されやすく、結果として職場に馴染めず、職を頻繁に変わる人がおられるということです。

発達障害を専門に扱い、相談や診療をしてくれる相談窓口や医療機関が少なく、また、就労相談や支援をしてくれる機関が分からないなど、そのことが結果的に長期在宅を余儀なくされている。子どもから成人までの障害者の切れ目のないですね、そういった一貫した支援を受ける仕組みを本町も作らなければならないのではないかと、私はそういうふうに考えておりますけれども、そこら辺のご見解がありましたら。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

現在も、残念ながらご質問が出るほどですので、周知徹底がなされていないかと思いますが、2ヶ月に1回とか、月1でこちらに、ビスケットとかで、施設でそういう障害をお持ちの方たちを支援している施設の専門員がおみえになって、相談を受けるという仕組みを作っておりますので、そちらの方を周知徹底させてもらって、皆さんに随時、ご家族もご本人も相談できるような方向性にもっていきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

自由にですね、気兼ねなく相談を受けられるようなやっぱりこういった体制というかですね、敷居がなかなか高くしては、やっぱり行きたくないというものがあまして、何の相談もそうだと思いますけれども、そこら辺も十分また考慮していただいて、そういう体制をきちっとまた敷いていただきたいと思います。

発達障害児の教育支援については終わります。

続きまして、小・中学校の耐震化についてでございます。

今日、6月12日が中国の四川大地震から丁度1ヶ月であるということでございます。昨日の報道にもありましたし、死亡した子どもが6,500人ということで、9万人以上の方が死亡、行方不明という非常に悲惨な災害でございました。私も、この支援をする会の方が街頭募金を行いまして、5月の終わりだったですね、トキハ前で。私も街頭募金の一人として参加させていただきました。そのときに非常に印象に残ったのは、今、中国の女性の方が日本に就労、働きに来られております。丁度その中国の方2人がですね、本当に私たちから見たら大金を、2人の方がその募金箱に入れてくれたんですね。本当にこれは、中国の人は私たちの国のことに対して、日本の人が募金をやってくれる、もうありがたいというその思いだったと私は思います。

そういうことで、今回の四川の大地震をきっかけにいたしまして、この学校の、小・中学校の耐震化の問題というのがなかなか進んでない。これがまた非常に今回ですね、早く進めなくてはならないという国の方針でありますし、であります。

それで、昨日6月11日の参議院の本会議で、この学校施設の耐震化の「地震防災対策特別措置法」の改正が成立、可決したということでございます。この特措法は、公立小・中学校の耐震補強工事の国庫負担率を、現行の2分の1から3分の2に引き上げられ、学校の耐震化が大きく進むと期待され

ているということで、新聞にこのように載っております。各自治体の負担もこれで少しは少なくなるんじゃないかということで、耐震化もこれから進んでいくんじゃないかとそういうふうに思っております。

特に、やっぱり学校というのは児童生徒及び教諭職員が1日のその大半を学校で過ごす場であるということでありまして、また、災害のときには地域住民の緊急避難場所としての役割もあります。耐震性の確保は極めて重要であると思います。本町にとっても大変に、災害があれば、やはり小・中学校に避難をする、これは避難場所として活用されるわけでございます。

しかしながら、文部科学省の発表によりますと、平成19年の4月の現在で、耐震性の確保されてる施設は、全国の公立小・中学校施設で全体の6割弱にとどまっているということで、一方、耐震診断については、耐震化優先度調査等を含めれば、全国の公立小学校施設でも約9割実施されておるということでございます。本町もそのように数字で実施されていることと思います。その建物ごとの耐震性も明らかになってきていることでありまして、今後は耐震の結果を踏まえた計画的なその耐震化の推進ということが必要であります。

そういうことで、国の予算、補助も拡充を、昨年そういうふうに本会議で可決をしまして、今後そういうことを踏まえまして、1番目の、本町の小・中学校耐震化診断の結果、文科省が定めている構造耐震指標を満たしている建物と、満たしていない建物は何棟あるのかということでございます。

2番目は、今後の耐震補強工事の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） お答えをいたします。

昭和56年の建築基準法の改正によりまして、新耐震設計基準の構造耐震指標を満たしていない学校施設の校舎及び屋内運動場は、現在10棟あります。

それから、満たしている学校施設の校舎及び屋内運動場は21棟ございます。

それから、質問②でありましたように、先ほど議員言われましたように、文科省の耐震補強に対する国庫補助率が、現行の耐震補強分2分の1、それから、危険改築で新築になるような建物が3分の1が、それぞれ3分の2と2分の1に嵩上げされるということで、こういったことを考慮しながら、計画的に先ほどの10棟の耐震補強を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦です。

これから耐震補強をする計画というのは、これからということでございますか。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） そうであります。北山田小学校の危険改築も併せて、これから実施をしていくということであります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番秦です。

できるだけ早急にですね、こういった自然災害はいつ来るかは分かりません。今かも知れないし、10年後かも知れません。できるだけ早くその耐震化を玖珠町の公立の小・中学校の耐震性の補強をですね、できるだけ早く行っていただきたいと念願をしております。よろしくお願いします。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 11番秦 時雄議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日13日から17日までは、各常任委員会及び議案考察のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日13日から17日までは、各常任委員会及び議案考察のため、休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月12日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員